

# 矢巾町フューチャー・デザイン 条例案の検討について

2024.9.14

岩手県矢巾町企画財政課



YAHABA TOWN



岩手医科大学と附属病院が移転

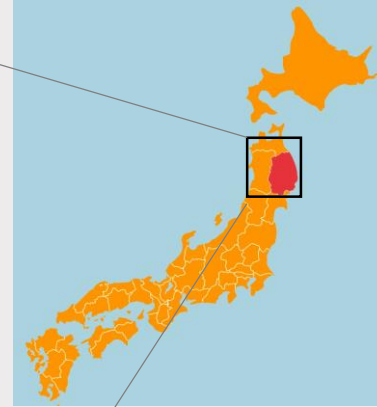
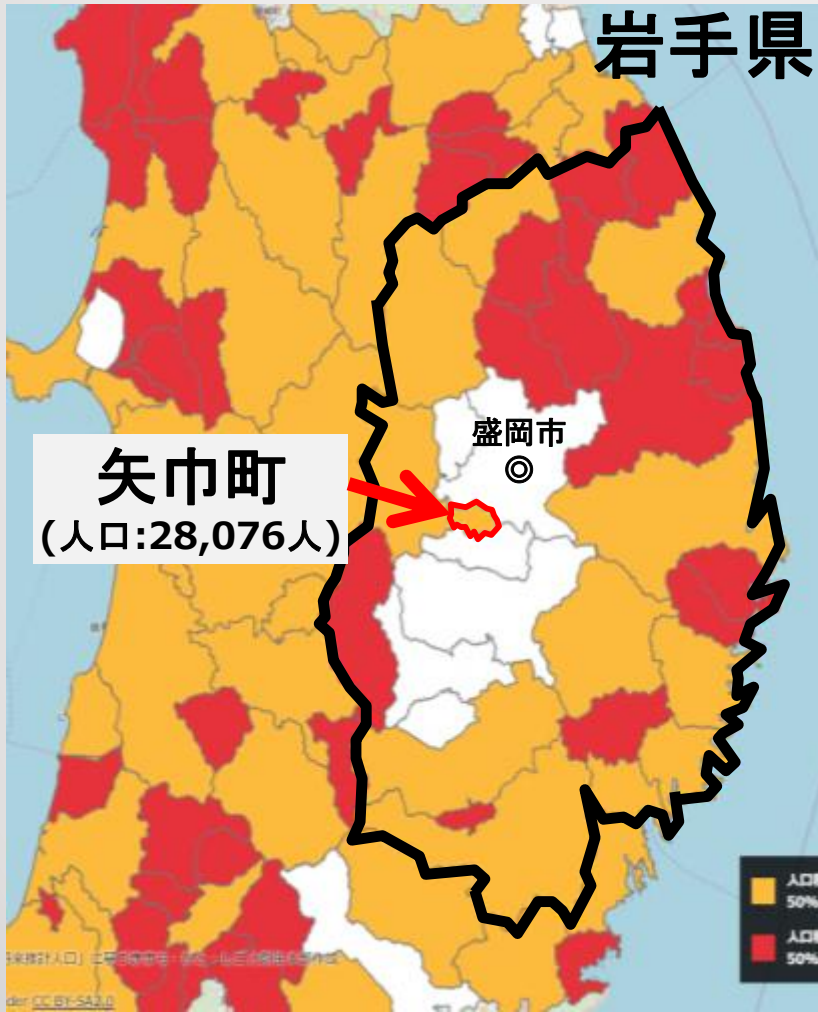


都市基盤が整備された矢幅駅周辺



田園風景が広がる豊かな自然

# 矢巾町の概要



第5代矢巾町長  
高橋 昌造

- ◆人口 28,076人 (2020国勢調査)
- ◆面積 67.32km<sup>2</sup>
- ◆財政 115億8,960万円 (2024)
- ◆特産品  
もち米、シイタケ、リンゴ、ズッキーニなど



# 矢巾町でのフューチャー・デザインの先駆け 水道サポーターワークショップ

## 水道サポーターワークショップ

フリートーク



施設見学



利き水



個人の考えの発散



集団の中で議論



議論の体系化



# 総合計画策定への フューチャー・デザイン導入

# 総合計画とは

- 自治体のすべての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画。
- 2010年度まで、地方自治法で全市町村に総合計画（基本構想）の策定が義務付けられていた。
- 現在は策定義務はないが、矢巾町では議会の議決を経て定める最上位計画である。

## ◆基本構想

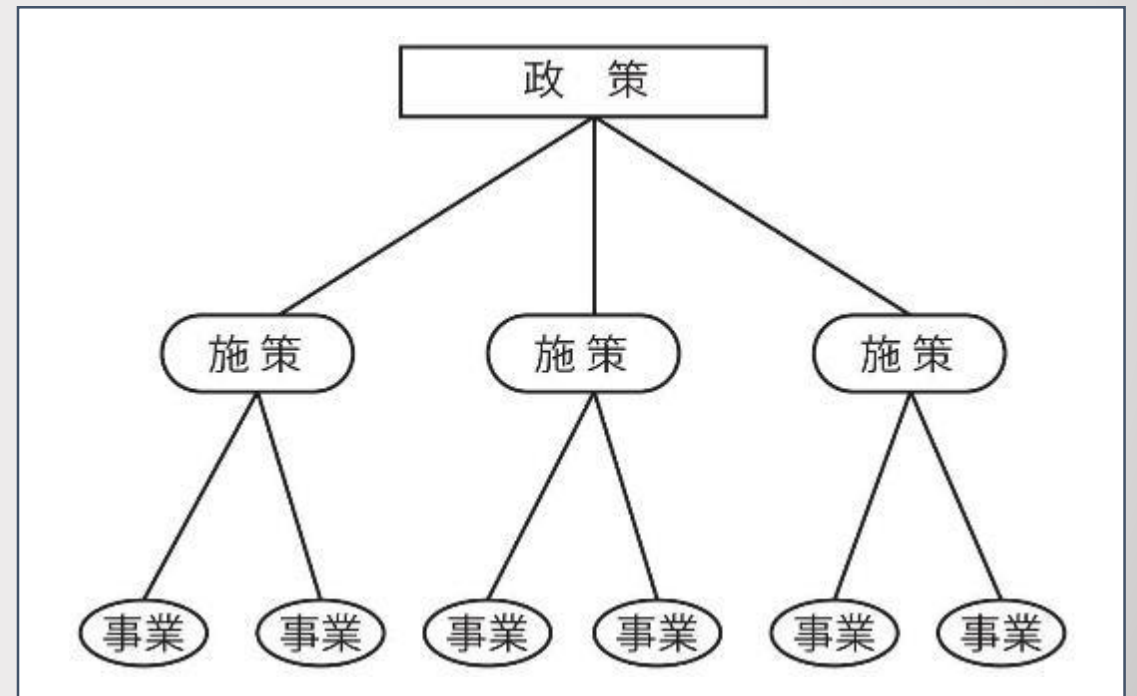
自治体の目指す将来像や目標を明らかにし、実現に向けた施策の大綱を示すもの。

## ◆基本計画

基本構想の実現のために必要な施策を体系的に明らかにするもの。

## ◆実施計画

基本計画の施策に基づき行う事業の内容や時期を明らかにするもの。



# 総合計画のための住民ワークショップ2019

矢巾町第7次後期総合計画（後期基本計画）の策定の参考のため、フューチャー・デザインの手法を活用し、町のあるべき姿とまちづくりの方向性について、意見を出していただく。（全6回）

## 【開催期日】

- 第1回 2019年6月1日
- 第2回 2019年6月8日
- 第3回 2019年6月22日
- 第4回 2019年7月6日
- 第5回 2019年7月27日
- 第6回 2019年8月17日

## 【募集方法】一般公募

町内回覧チラシ、広報紙に記事掲載、総合開発委員・議会でのPR

## 【参加者】25人

20～70歳代  
男性18、女性7





# ワークショップの開催状況2019



# 第7次総合計画

## 第7次矢巾町総合計画の概要（基本構想）

- ◆ **基本理念** 希望と誇りと活力にあふれ 躍動するまち やはば
- ◆ **計画期間** 2016 (平成28)～2023(令和5)年度 ※8年間
  - 前期基本計画 2016 (平成28)～2019(令和元)年度 ※4年間
  - 後期基本計画 2020 (令和2)～2023(令和5)年度 ※4年間
- ◆ **計画人口** (2016年4月 27,134人) →2023年 30,000人



# 総合計画のための住民ワークショップ2023

矢巾町第8次総合計画（前期基本計画）の策定の参考のため、SDGsの考えを取り入れ。フューチャー・デザインの手法を活用し、町のあるべき姿とまちづくりの方向性について、意見を出していただく。（全2回）

## 【開催期日等】

第1回 2023年2月18日

参加者 22人 男性15 女性7

第2回 2023年3月4日

参加者 22人 男性15 女性7

## 【募集方法】一般公募

町HP、広報紙に記事掲載、



# ワークショップの開催状況2023

(1回目 令和5年2月18日 現代人としての討議)





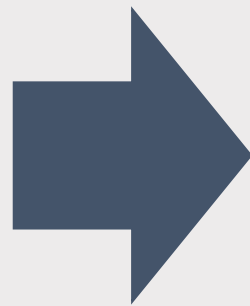
# ワークショップの開催状況2023

(2回目 令和5年3月4日 未来人としての討議)





# 矢巾町での仮想未来人となる際の儀式 それは・・・半てんの着用！



頭の切り替えのきっかけに！ みんな即席未来人！

# 第8次総合計画

## 第8次矢巾町総合計画の概要（基本構想）

### ◆基本理念

みんなで築く 躍動感あふれ幸せな未来へと進化するまち やはば

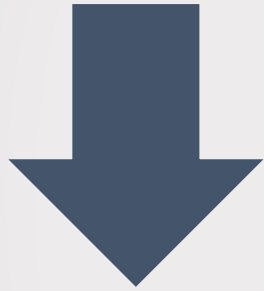
### ◆計画期間 2024(令和6)～2031(令和13)年度 ※8年間

前期基本計画 2024(令和6)～2027(令和9)年度 ※4年間

後期基本計画 2028(令和10)～2031(令和13)年度 ※4年間

### ◆計画人口 (2024年4月 26,200人) →2031年 30,000人

ウェールズ未来世代  
法からの学び



矢巾町で同じように  
条例化ができないか

税務課から企画財  
政課に異動



西條先生はじめ  
皆さんとの出会い



花立が取り組むのが  
よいのではないか



# ウェールズ未来世代法からの学び

- 持続可能な発展とwell-beingの追求
- 国民的対話による将来ビジョンの創造
- 幸福目標達成のための指標
- 行政組織にアプローチ（義務付け）
- 将来世代コミッショナーの存在

# 矢巾町の行政の仕組み

## 【 考 察 】

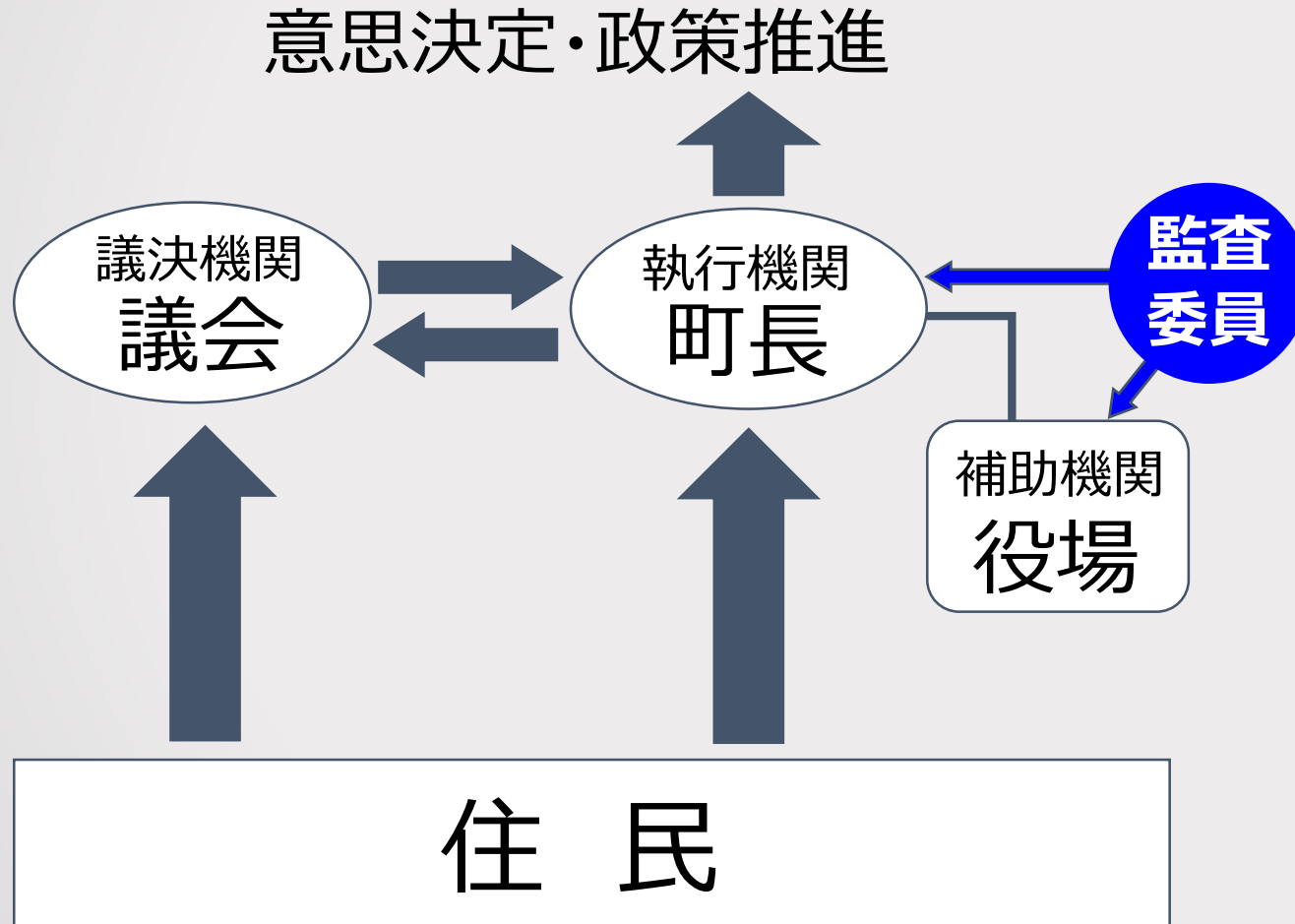
### 現行制度の問題点

- ・将来世代の利益を  
守る義務
- ・持続可能性を  
担保する仕組み

なし

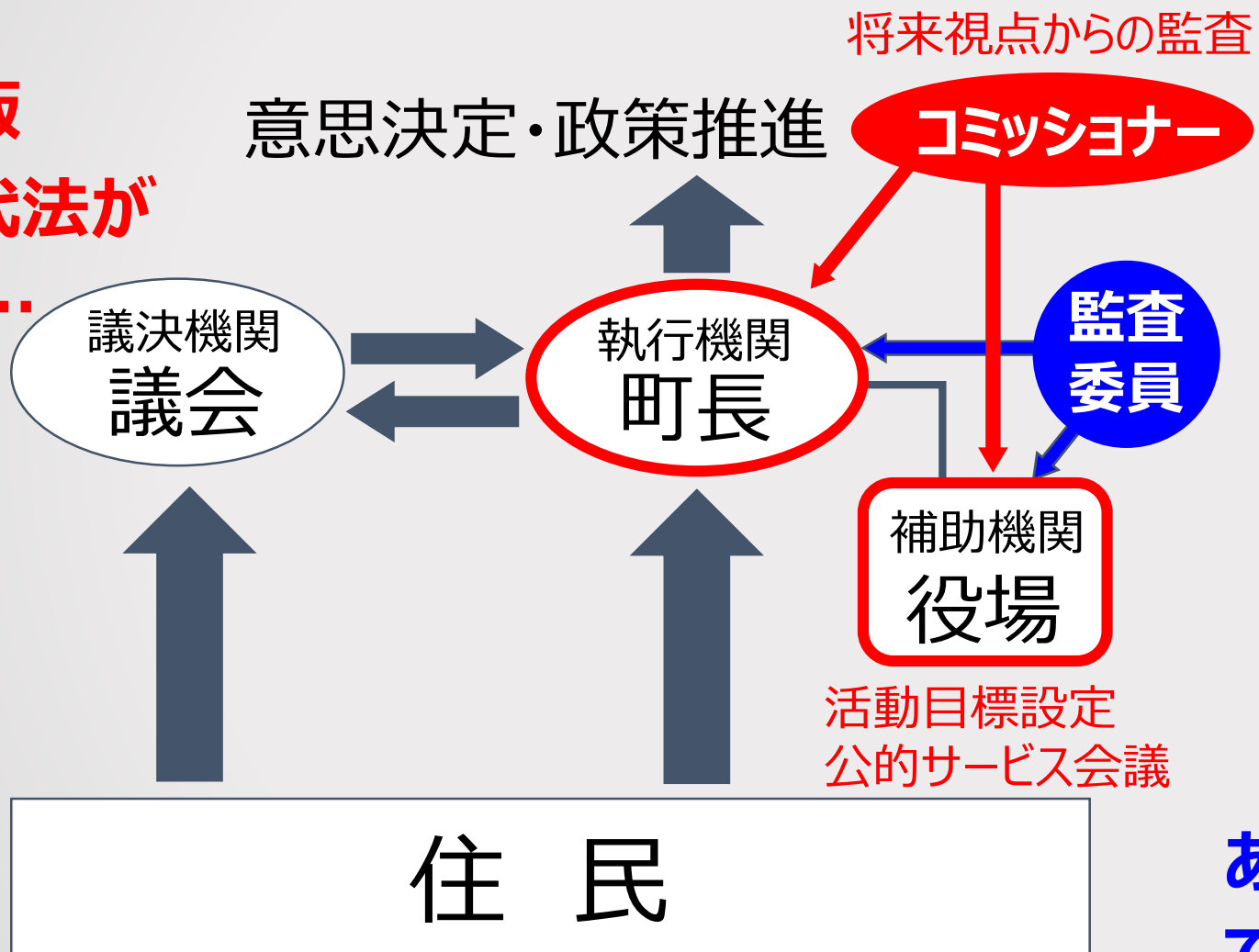


将来世代の利益を奪う  
民意に対抗不可  
→将来失敗のおそれ



# 矢巾町の行政の仕組み

もしも  
矢巾町版  
未来世代法が  
できたら...



## 【 考 察 】

- ・制度としては可能
- ・コミッショナーと監査委員の守備範囲重複
- ・コミッショナーの負担大（業務量・精神面）
- ・コミッショナー人員の選定が困難な恐れ
- ・権限が強大なあまり形骸化する可能性も

あまり馴染まないのでは…  
では、どうしたら良いか？



# 矢巾町未来デザイン

## 条例の検討

<p>矢巾町未来にありたい姿を実現するための創制条例</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条～第6条）</p> <p>第2章 将来世代のしあわせに関する施策の基本方針（第7条）</p> <p>第3章 将来世代のしあわせに関する基本的施策等（第8条～第12条）</p> <p>第4章 総合計画の策定（第13条～第17条）</p> <p>第5章 フューチャー・デザイン審議会（第18条～第24条）</p> <p>第6章 雑則（第25条）</p> <p>附則</p> <p>わたしたちは、岩手山のなみをながめ、南島のふもと、北上の現れに誇り多い町矢巾町で、この町の光と風と土の恩恵を受け継いできた。水や緑など自然の恵みを受け、良好な環境のもとで生活を守り維持してきた。</p> <p>しかしながら、現代世代の利益や短期的観点、将来世代のしあわせや長期的観点に優先されがちな中で、今日世界では、気候変動を始め、現代世代の又は過去の世代による選択の結果に招いた失敗が積み重なり、我々人類の生存を脅かしている。</p> <p>矢巾町は、世界初のフューチャー・デザイン・タウンとして、各種計画の策定や意思決定において、将来の視点から今何をすべきかを考える仕組みを取り入れ活用している。</p> <p>この意義豊かな矢巾町を、わたしたちもまた現代世代が選択した結果としての失敗によって喪失することがあってはならない。</p> <p>このような矢巾町を将来世代に引き継いでいくために、町民一人ひとりが、フューチャー・デザインを通じ、将来の視点を持ち、現代世代の利益のみを考慮するのではなく、自ずと将来世代への配慮を行うことが必要である。</p> <p>また、将来世代の視点からは現代世代が自らの利益を追求する程度をいかに抑制し設定することも重要である。</p> <p>現代世代の利益が現在より減少することで将来世代の利益が確保されるとき、又は、慣習的に行われてきた生活の営みが大きく変容することで将来世代の利益が確保されるときは、将来世代の利益が確保されることに現代世代が喜びを感じられるように、双方が折り合うような判断を行うようになることが求められている。</p> <p>この地域には、「いい塩梅」という日本語を由来とする「やんべ」という方言がある。折り合う事はやんべに行う事であり、この条例において、一人ひとりが将来の視点を持ち、将来世代に対してやんべに配慮を行い、今日も明日も明日も日ささないしあわせを感じられることを願うものである。</p> <p>このような認識のもと、わたしたちは、町民、事業者及びこれらの者が組織する民間の団体など町のすべての者の協働によって、この矢巾町が、現代世代においてだけではなく将来世代において持続的にしあわせに過ごせるまち（やんべなまち）となることを理想とし、この条例を制定する。</p> <p>第1章 総則 （目的）</p> <p>1</p>	<p>第1条 この条例は、世代を超えて人々のしあわせが適切に保持されるための基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、しあわせに関する施策の基本となる事項を定めることにより、この基本理念を実現するための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって町民がしあわせな生活を営み続けることのできるまちづくりを実現し、継承することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）フューチャー・デザイン 持続的な社会を実現する行動の結果として現代世代の未来に将来世代があるという考えのもと、将来世代のしあわせのために現代世代の利益を減少させる、又は慣習的に行われてきた生活の営みを大きく変容させる等、将来世代からの視点で現代世代が未来へ持続する社会の形成のために行うべきかを考える意思決定の手続きをいう。</p> <p>（2）将来世代 これから生まれてくる世代を含む 30 年先に生きている世代をいう。</p> <p>（3）町民等 町民、事業者及びこれらのものが組織する民間の団体をいう。</p> <p>（4）総合計画 しあわせが適切に保持されるための基本となる事項を定め、もってまちづくりの推進に資するための将来における町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。</p> <p>（5）基本構想 町の将来像とその具体化のための基本方向を明確に示すものをいう。</p> <p>（6）基本計画 基本構想に基づき、基本施策の方向と体系を示すものをいう。</p> <p>（7）実施計画 施策を実現するための個別の事業を示すものをいう。</p> <p>（8）仮想将来世代 フューチャー・デザインによる、現代世代人が疑義的に未来の視点から現代の施策を考える立場となる者をいう。</p> <p>（基本理念）</p> <p>第3条 町及び町民等は、将来世代の町民のしあわせを実現するために、現代世代の町民等が行うべきことを認識し、将来においても現在の私たちと同様にしあわせな生活を営み続けることのできる環境が確保され、かつ適切に保持されるよう行動しなければならない。</p> <p>（町民等の責務）</p> <p>第4条 町民等は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、その日常生活又は活動において、将来世代の町民のしあわせの配りに自ら努めるとともに、町が実施する将来世代の町民のしあわせに関する施策に協力する責務を有する。</p> <p>（町の責務）</p> <p>第5条 町は、基本理念にのっとり、将来世代の町民のしあわせについて、現代世代の町民の日の暮らしの積み重ねの先に位置づける観点に立つて施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>（相互連携）</p> <p>第6条 町及び町民等は、相互に連携し、将来世代の町民のしあわせに努めるものとする。</p> <p>第2章 将来世代のしあわせに関する施策の基本方針 （施策の基本方針）</p> <p>2</p>	<p>第7条 町は、将来世代の町民の利益確保に関する施策を策定、及び実施するにあたっては、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。</p> <p>（1） 将来世代の町民に、現代世代の町民と同様に、しあわせな生活を営み続けることのできる環境が確保されるよう配慮しなければならないこと。</p> <p>（2） 将来世代の町民のしあわせに関する施策の検討にあたっては、現代世代の町民の利益が現在より減少することで将来世代の町民の利益が確保されるとき、又は、慣習的に行われてきた生活の営みが大きく変容することで将来世代の町民の利益が確保されるときは、将来世代の町民の利益が確保されることに現代世代の町民が喜びを感じられ、双方世代が対立することのないよう、フューチャー・デザイン等を活用し、現代世代及び将来世代が折り合う施策となるようにすること。</p> <p>（3） 将来世代の町民のしあわせに関する施策については、仮想将来世代を含むすべての世代にわたる町民が自ら町の将来を創造することを定める住民自治の理念に基づいて、町民等が公平に参画の機会を持ち、主体的かつ積極的に取り組むこと。</p> <p>（4） 町及び町民等が前3号の規定を自らの課題として認識し、あらゆる日常生活及び活動において積極的に推進すること。</p> <p>第3章 将来世代のしあわせに関する基本的施策等 （しあわせに関する施策の推進）</p> <p>第8条 町は、国、他の地方公共団体、民間団体等と連携して将来世代の町民のしあわせに関する施策を推進し、かつ、将来世代の町民のしあわせに関する国際協力の推進に努めるものとする。</p> <p>（将来世代配慮に関する意識の向上）</p> <p>第9条 町は、今後現代世代が選択する多様な失敗を回避し、より将来世代の町民のしあわせに資するため、町民の将来世代配慮に関する意識の向上を図るように努めるものとする。</p> <p>（将来世代配慮教育等の推進）</p> <p>第10条 町は、町民等が将来世代配慮についての理解を深めることにより、自発的に行う将来世代の町民のしあわせに関する活動を促進するために、必要な教育及び学習の推進並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>（情報の収集及び提供並びに意見陳述）</p> <p>第11条 町は、将来世代の町民のしあわせに関する情報の収集に努めるとともに、将来世代の町民のしあわせに関するために必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。</p> <p>（情報収集）</p> <p>第12条 町は、町民等が町に對し、将来世代の町民のしあわせのための適切な措置を採るよう、ワークショップ及びパブリックコメント等の機会を通じて意見を述べることができるものとする。</p> <p>（諸外国を含む国及び他の地方公共団体との協力）</p> <p>第13条 町は、将来世代の町民のしあわせに関し、広域的な取組を必要とする施策について、諸外国を含む国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。</p> <p>第4章 総合計画の策定</p> <p>3</p>	<p>（総合計画の策定）</p> <p>第13条 町長は、第3条の基本理念を実現するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、総合計画を策定するものとする。</p> <p>2 総合計画は、町の最上位の計画と位置付け、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものとする。</p> <p>3 実施計画は個別の行政分野における計画をもってこれに充てるものとする。</p> <p>（基本構想及び基本計画）</p> <p>第14条 町長は、将来にわたって魅力あるまちづくりを行うため、基本構想及び基本計画を策定するものとする。</p> <p>2 町長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ第18条の規定するフューチャー・デザイン審議会から意見を聞くものとする。</p> <p>3 町長は、前項の規定による手続を経て基本構想及び基本計画を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。</p> <p>（総合計画と他の計画との整合）</p> <p>第15条 町長は、個別の行政分野に係る計画を策定し、又は変更するときは、総合計画との整合を図るものとする。</p> <p>（総合計画策定のための措置）</p> <p>第16条 町長は、将来世代の町民のしあわせに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合計画の策定においては将来世代の町民のしあわせについて配慮しなければならない。</p> <p>2 町長は、総合計画の策定においては、フューチャー・デザインによる仮想将来町民の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 町長は、総合計画の策定においては、町民等からの意見を反映することができるようにアンケート、ワークショップ、パブリックコメント等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 町長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。</p> <p>5 前4項の規定は、総合計画の変更について準用する。</p> <p>（年次報告）</p> <p>第17条 町長は、毎年度、総合計画の施策の実施状況を明らかにした年次報告を作成し、公表しなければならない。</p> <p>第5章 フューチャー・デザイン審議会 （設置）</p> <p>第18条 総合計画及び総合計画以外の施策における将来世代の町民のしあわせについて審議するため、矢巾町フューチャー・デザイン審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>（構成）</p> <p>第19条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>（1） 将来世代の町民のしあわせに係る施策に関すること。</p> <p>（2） フューチャー・デザインを活用した意思決定手続きとその運用に関すること。</p> <p>（3） 町民等の意見の反映に関すること。</p> <p>（4） 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項に関すること。</p> <p>2 審議会は、前項に関連する事項について、町及び町長に意見を述べることができる。</p> <p>4</p>	<p>（組織）</p> <p>第20条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>（1） 知識経験を有する者</p> <p>（2） 公事による者</p> <p>（3） その他町長が必要と認める者</p> <p>2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（会長及び副会長）</p> <p>第21条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>（会議）</p> <p>第22条 審議会は、会長が招集する。</p> <p>2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>（専門委員）</p> <p>第23条 審議会に専門の事項を調査研究させるため、専門委員を置くことができる。</p> <p>2 専門委員は、知識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>3 専門委員は、当該専門の事項の調査研究が終了したときは、解職されるものとする。</p> <p>（庶務）</p> <p>第24条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。</p> <p>第6章 雑則 （雑則）</p> <p>第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和 年 月 日から施行する。</p> <p>5</p>
--	---	---	---	---

◎ well-beingって日本語ではどう言うの？

当時の何もわからない私・・・well-beingは  
「幸せ」とか「幸福」のこと？

「幸福の追求」ってそこまで切望しなきゃない？

明日も明後日も継続できるような、ささやかなしあわせを  
感じられたら・・・いい塩梅に過ごせたら・・・

少しゆるい感じの表現としたい・・・では矢巾町では？

## ◎ やんべに？

「いい塩梅」とは料理における「ちょうどいい塩加減」

矢巾町には「いい塩梅」の方言の「やんべに」がある！

これが先生方に大好評！

通称 「やんべーに条例」

- ・それやんべにやれじゃ

⇒それをいい塩梅に（ちょうどよい具合に） やってくれ



# ◎ 未来へしあわせを持続するための共創条例（案） （矢巾町フューチャー・デザイン条例（通称））

【目的】 将来に持続可能な、町民がしあわせな生活を営むことのできるまちづくりの実践及び継承

- ①まちづくりの基本条例として位置づけ
- ②町と町民に、将来世代への配慮責務
- ③町総合計画に将来世代への配慮を義務付け
- ④「フューチャー・デザイン審議会」の設置

## ◎ well-beingから「しあわせ」へ

Well-being : ウェルビーイングって何？

WHO憲章では、「健康は病気ではないだけでなく、肉体的、精神的、社会的にすべてが満たされた状態」をウェルビーイングと定義。また、ウェルビーイングは幸福や多面的な幸せを表す言葉でもある。



きっと日本人はすぐ飽きて使われなくなる・・・

「しあわせ」のほうが日本人にはしっくりくる

「幸せ（しあわせ）」：「自分だけが十分に心が満たされていると感じる状態をいう」

「倖せ（しあわせ）」：「人とつながって自分の心が満たされた状態になること」

両方の意味を持たせるためにひらがなの「しあわせ」を採用

# ◎ 未来へしあわせを持続するための共創条例（案） （矢巾町フューチャー・デザイン条例（通称））

## 前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 将来世代のしあわせに関する施策の基本方針（第7条）

第3章 将来世代のしあわせに関する基本的施策等  
（第8条～第12条）

第4章 総合計画の策定（第13条～第17条）

第5章 フューチャー・デザイン審議会（第18条～第24条）

第6章 雑則（第25条）



# 前文

- ・現代世代の又は過去の世代による選択が結果的に招いた失敗が積み重なり、我々人類の生存を脅かしている。
- ・矢巾町は**世界初のフューチャー・デザイン・タウン**。
- ・将来視点を持ち、現代世代の利益のみを考慮するのではなく、自ずと将来世代への配慮を行うことが必要。
- ・現代世代が自らの利益を追求する程度をいい塩梅に設定することも重要⇒**将来世代と現代世代が折り合うことが必要⇒いい塩梅に**
- ・この地域には「いい塩梅」という日本語を由来とする「やんべ」という方言がある。**折り合う事はやんべに行う事**。
- ・町のすべての者の協働・共創によって「**やんべなまち**」へ。

# 第1章 総則①

## ・町民がしあわせな生活を営み続けるまちづくり

### (目的)

**第1条** この条例は、世代を超えて人々のしあわせが適切に保持されるための基本理念を定め、並びに町、町民、事業者及びすべての者の責務を明らかにするとともに、しあわせの保持に関する施策の基本となる事項を定めることにより、この基本理念を実現するための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって**現在及び将来にわたって町民がしあわせな生活を営み続けることのできるまちづくりを実践し、継承すること**を目的とする。

## 第1章 総則②

・現在の私たちと同様に幸せな生活が確保されるよう行動

### (基本理念)

**第3条** 町及び町民等は、将来世代の町民のしあわせを実現するために、現代世代の町民等が**現在行うべきことを認識**し、将来においても現在の私たちと同様に**しあわせな生活を営み続けることのできる環境が確保**され、かつ適切に保持されるよう行動しなければならない。

## 第1章 総則③

### ・町と町民に、将来世代への配慮責務

#### (町民等の責務)

**第4条** 町民等は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、その日常生活又は活動において、将来世代の町民のしあわせへの配慮に自ら努めるとともに、町が実施する将来世代の町民のしあわせの適切な保持に関する施策に協力する責務を有する。

#### (町の責務)

**第5条** 町は、基本理念にのっとり、将来世代の町民のしあわせについて、現代世代の町民の日々の暮らしの積み重ねの先に位置づける観点に立って施策を策定し、及び実施する責務を有する。



# 第2章 将来世代のしあわせに関する施策の基本方針

## (施策の基本方針)

**第7条** 町は、将来世代の町民の利益確保に関する施策を策定、及び実施するにあたっては、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 〔略〕将来世代への配慮
- (2) 〔略〕フューチャー・デザイン等を活用し、**現代世代及び将来世代が折り合う施策**となるようにすること。
- (3) 〔略〕住民自治の理念に基づく**公平な町民等の参画**
- (4) 〔略〕あらゆる日常生活での積極的推進

# 第3章 将来世代のしあわせに関する基本的施策等

## (しあわせに関する施策の推進)

**第8条**〔略〕国、地方公共団体、民間企業等との連携、国際協力の推進

## (将来世代配慮に関する意識の向上)

**第9条**〔略〕

## (将来世代配慮教育等の推進)

**第10条**〔略〕

## (情報の収集及び提供並びに意見陳述)

**第11条**〔略〕意見集約の方法等

## 第4章 総合計画の策定

### (総合計画の策定)

- 第13条** 町長は、第3条の基本理念を実現するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、総合計画を策定するものとする。
- 2 総合計画は、**町の最上位の計画と位置付け**、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものとする。
- 3 実施計画は個別の行政分野における計画をもってこれに充てるものとする。

### (総合計画策定のための措置)

- 第16条** 町長は、将来世代の町民のしあわせに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合計画の**策定においては将来世代の町民のしあわせについて配慮しなければならない。**

# 第5章 フューチャー・デザイン審議会①

## (設置)

**第18条** 総合計画及び総合計画以外の施策における将来世代の町民のしあわせについて審議するため、矢巾町フューチャー・デザイン審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (所掌)

**第19条** 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 将来世代の町民のしあわせに係る施策に関すること。
- (2) フューチャー・デザインを活用した意思決定手続きとその運用に関すること。
- (3) ・(4)〔略〕

2 審議会は、前項に関連する事項について、町及び町長に意見を述べることができる。



## 第5章 フューチャー・デザイン審議会②

### (組織)

**第20条** 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公募による者
- (3) その他町長が必要と認める者

### (専門委員)

**第23条** 審議会に専門の事項を調査研究させるため、専門委員を置くことができる。

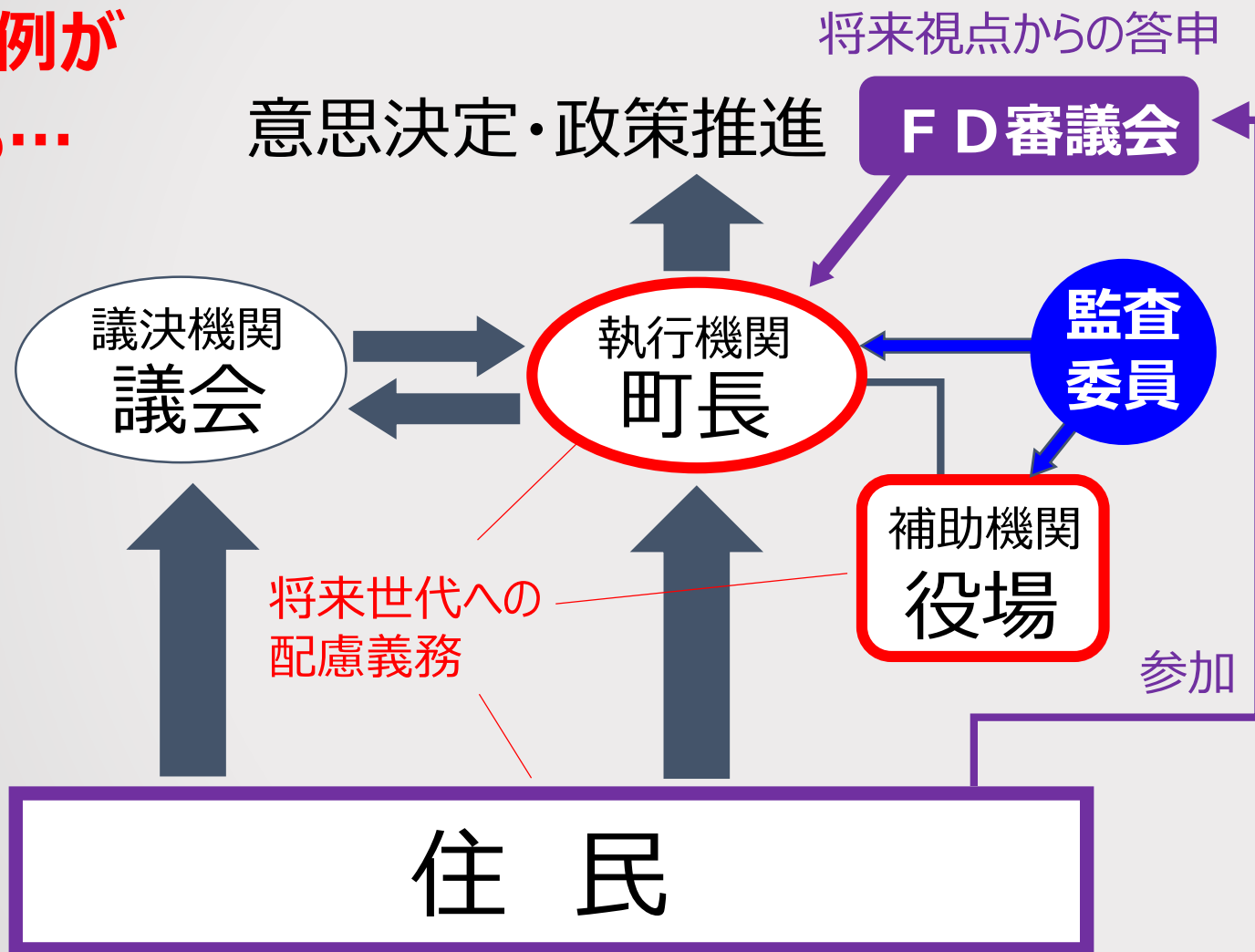
2 専門委員は、知識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。

# 矢巾町の行政の仕組み

【 考 察 】

もしも

FD 条例が  
できたら...



## 条例の効果

- ・将来世代の利益を守る義務
- ・持続可能性を担保する仕組み

あり



将来世代の利益を奪う  
民意に対抗できる  
→将来失敗の回避へ

# 第1章 総則

## (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) **フューチャー・デザイン** 持続的な社会を実現する行動の結果として現代世代の未来に将来世代があるという考えのもと、**将来世代のしあわせのために現代世代の利益を減少させる、又は慣習的に行われてきた生活の営みを大きく変容させる等、将来世代からの視点で現代世代が未来へ持続する社会の形成のため何をすべきかを考える意思決定の手法をいう。**

# F D 条例が目指すもの

- ゆるやかな住民主導により  
地域の持続可能性をコントロール
- 将来視点を持つ住民が徐々に増え、  
将来世代への配慮が地域の当たり前
- 国レベルで未来世代法が施行された  
場合でも干渉せずに相乗効果を発揮

住民協働・共創でつくる  
未来に強い町の実現



## ここまでの取組①

- 初期の案は、総合地球環境学研究所京都気候変動適応センター 一原雅子研究員が作成
- well-being を「しあわせ」に
- FDの定義の見直し、現代世代と将来世代の折り合いを……「やんべに」という言葉を入れたい！

## ここまでの取組②

- 総合計画の条例がないことから、総合計画に触れたい
- 理念条例⇒手続き条例へ
- フューチャー・デザイン審議会が必要

## ここまでの取組③

- 町民だけでなく、企業も参加を
- 意見集約の方法も具体記載を
- 自治体間だけの協力ではなく国際協力も

# ◎ 未来へしあわせを持続するための共創条例（案） （矢巾町フューチャーデザイン条例（通称））

## 前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 将来世代のしあわせに関する施策の基本方針（第7条）

第3章 将来世代のしあわせに関する基本的施策等  
（第8条～第12条）

第4章 総合計画の策定（第13条～第17条）

第5章 フューチャー・デザイン審議会（第18条～第24条）

第6章 雑則（第25条）



## ここまでの取組④

- いよいよ町長へ打診！

- 結果は・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・？

## ここまでの取組⑤

- ・残念ながら9月議会への提出はならず
- ・総合計画 = フューチャー・デザインと見えたか
- ・条例とするには具体的過ぎたか・・・  
「要綱であればよかったかもしれない」など意見
- ・時機を見て改めて検討・チャレンジも

# ご指導・ご協力いただきました方々

京都先端科学大学国際学術研究院 西條辰義教授  
上智大学大学院地球環境学研究科 中川善典教授  
関西学院大学司法研究科 池田直樹教授  
総合地球環境学研究所京都気候変動適応センター 一原雅子研究員  
キャングローバル戦略研究所 小林慶一郎研究主幹  
キャングローバル戦略研究所 南幸子さん

## 9月議会では議員からFDに関して一般質問

町長答弁「フューチャーデザインの意義は、町民が目先のことだけではなく、将来世代の視点にたち、まちづくりの当事者として主体的に政策立案に関わることにあると認識している」

# 矢巾町の取組が予期せぬ方向へ 財務省でも着目？

これからも・・・

矢巾町では、フューチャーデザインを積極的に取り入れた政策立案を進めてまいります。

# 矢巾町フューチャー・デザイン 条例案の検討について

ご清聴ありがとうございました

2024.9.14

岩手県矢巾町企画財政課